

第3章 施策の展開

1 まちと心のバリアフリー

◆ めざす姿

- 障がいの適切な理解に基づき、合理的配慮が提供されている
- 誰もが利用しやすい施設・設備が整っている

◆ 背景

- ✓ 2016年に障がい者差別解消法が施行され、障がい者への合理的配慮の提供が求められています。
- ✓ 合理的配慮の提供を推進するためには、障がいについての適切な理解に基づいて支え合う「心のバリアフリー」を社会全体で推進することが必要です。
- ✓ 公共施設や公共交通機関を始めとする本市のまちを構成するハード面においても、障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設・設備であることが求められています。
- ✓ 市民や事業者など多様な主体を対象とした啓発活動を通して、更なる「心のバリアフリー」の推進に取り組んでいくことが重要です。

◆ 推進する施策

理解・啓発活動の推進

互いの人格と個性を尊重しながら、全ての市民が地域で共生できる社会を実現するため、障がい特性や障がい者に対する接し方について、講座や講演会など様々な形式で理解を促進します。

障がい者の差別の解消・合理的配慮の推進

障がいに基づくあらゆる差別を解消するとともに、必要に応じた合理的配慮が提供されるよう、行政、市民、企業等を対象に福祉教育を推進します。

重点施策 理解・啓発活動の推進

- ・本市はこれまで、当事者と連携し、ガイドブックや映像資料等の作成や、それらを活用した出前講座を実施し、行政、市民、企業等を対象に理解・啓発活動を進めてきました。
- ・その結果、障がい福祉について関心がある市民の割合は少しずつ高くなっています。
- ・一方、当事者への実態調査によると、差別を受けたり、嫌な思いをしたりしたことがある方がいるなど、障がい者が地域で安心して暮らすための取組として理解・啓発活動はいまだに高いニーズがあります。
- ・そのため、本計画では、理解・啓発活動の推進を重点施策として位置づけ、引き続き、市民への理解・啓発活動に力を入れて取り組んでいきます。


♣ 主な事業

【心のバリアフリー推進講座】

- ・当事者と連携し、障がい者差別解消法の内容や、障がい者の生活、合理的配慮のポイントを伝える出前講座を行います。
- ・特に、本計画期間は企業の受講を促し、市全体で障がいへの理解が進み、合理的配慮が提供されるまちを目指します。

♣ 成果指標

- ・障がい福祉について関心がある市民の割合の増加を目指します。

| 指標 | 現状値 (2019年度) | 目指す方向 |
|--|-----------------|---|
| 障がい福祉について「非常に関心がある」「ある程度関心がある」と答えた方の割合 | 53.8% |  |

※障がい福祉計画策定等に係る実態調査

2 権利擁護・虐待防止

◆ めざす姿

- 自らの意思が尊重され、障がい者の権利が守られている
- 虐待の未然の防止や早期発見のための相談体制が整っている

◆ 背景

- ✓ 障がい者虐待防止法では、虐待の防止と早期発見のための市の責務が示されており、相談支援事業者など関係機関との連携協力体制の整備など、人権擁護体制の充実が必要です。
- ✓ 本市では、2020年3月に「豊田市成年後見制度利用促進計画」を策定し、成年後見制度に関する相談支援や市民後見人の養成など、権利擁護支援の充実に向けた取組を進めています。
- ✓ 近年の相談内容は、障がい福祉分野に加えて、80歳代の親と、50歳代のひきこもり状態で独身無職の子が同居している8050問題のように高齢福祉や生活困窮など複合的な相談が増加しており、これらの支援ニーズに対して包括的に対応する体制が求められています。

◆ 推進する施策

重層的支援体制の推進

地域住民が抱える複雑化・複合化した課題に対応するために、障がい福祉や高齢福祉などの分野を超えた包括的な相談体制や重層的な支援体制の構築を推進します。

成年後見制度の利用促進

成年後見制度の周知・啓発を行いながら、市民後見人の養成や制度の利用に向けた支援を行います。

障がい者虐待の防止

障がい者虐待の相談窓口を設置し、虐待の早期発見と迅速な対応に努めるとともに、相談支援事業所と連携し、虐待の未然防止に努めます。

重点施策 重層的支援体制の推進

- ・2018年の社会福祉法の改正において、「住民に身近な圏域において、分野を超えた地域生活課題に関する相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制」や「複合化した地域生活課題を解決するための体制」が求められ、本市においても各支所に「福祉の相談窓口」を開設するなどの取組を進めてきました。
- ・障がい福祉分野においても、家族介護者の高齢化等に伴い、介護者自身への支援が必要になるなど、家庭全体を支えていく相談対応が求められています。
- ・複雑化・複合化する支援ニーズに対して、各分野における相談支援を一体的に捉え、アウトリーチを含む「断らない相談支援」を目指し、関係機関と連携した重層的な支援体制の構築を進めます。

♣ 主な事業

【重層的支援体制推進事業】

- ・相談者の世代、相談内容等にかかわらず、包括的に相談を受け止めて対応します。
- ・また、複雑化・複合化した相談内容に対して、関係機関と連携し、既存の取組では対応できない狭間のニーズへの対応や、地域づくりに向けた支援を行います。

※本市における「重層的支援体制推進事業」について、本編 34 ページに詳細を掲載しています。

♣ 成果指標

- ・地域における包括的な相談体制を整備し、潜在化した地域課題を掘り起こすことにより、相談窓口への相談件数の増加を目指します。

| 指標 | 現状値 (2019年度) | 目指す方向 |
|------------------------------|----------------------------------|---|
| 総合相談窓口への相談件数 (①実件数 ②延べ件数) | ① 516件 ② 1,684件 |  |

※第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画より

3 意思疎通支援・情報保障

◆ めざす姿

- 互いを認め合い相手の意思を尊重する市民意識が醸成されている
- 多様な意思疎通手段を利用する機会が確保されている

◆ 背景

- ✓ 日常生活や社会生活を営む上で、自身の意思を表明するとともに、他者との相互理解を深めるためには、意思疎通が不可欠です。このため、様々な障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段が利用できる環境を整備することが必要です。
- ✓ 当事者への実態調査においては、3割以上の方が「意思疎通に困ることがある」と回答しており、意思疎通に不安を抱えた障がい者が依然として多くいます。
- ✓ 本市では「地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」を2021年4月に施行し、相互理解の促進と意思疎通の円滑化に向けて積極的に取り組んでいきます。

◆ 推進する施策

相互理解の促進・意思疎通の円滑化

円滑な意思疎通を通じて、一人ひとりが地域社会とつながるために、条例の趣旨を啓発し、手話言語の理解を含めた相互理解の促進に係る取組や、多様な意思疎通手段が利用されるための取組を実施します。

情報保障の環境整備

行政等から発信される様々な情報や図書資料において、音声、点字、手話、やさしい日本語など多様な手段を用いて情報を伝える体制を整え、障がいを理由とする情報バリアの解消を図ります。

重点施策 相互理解の促進・意思疎通の円滑化

- ・本市は、多様な地域性を生かし合いながら共働によるまちづくりを進めてきましたが、障がいの特性等の違いから、相互理解及び意思疎通にいまだに隔たりがあり、その隔たりの解消を一層図っていく必要があります。
- ・そこで、「地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」を2021年4月に施行し、互いを認め合い、相手の意思を尊重し、多様な意思疎通手段を利用することの重要性を認め、その機会の確保及び拡大を図るための環境整備を進めます。


♣ 主な事業

【条例の周知と行動計画の推進】

- ・条例の内容について、パンフレットを作成し、行政、市民、企業等を対象に周知を図ります。
- ・また、条例の目的の達成に向け、人材育成など具体的な取組を示した行動計画を推進し、相互理解の促進と意思疎通の円滑化を図ります。

♣ 成果指標

- ・障がいが原因で、家族や介護者以外との意思疎通に困る機会がある障がい者の割合の低下を目指します。

| 指標 | 現状値 (2019年度) | 目指す方向 |
|---|-----------------|---|
| 意思疎通に困ることがある機会について「よくある」「時々ある」と答えた障がい者の割合 | 34.0% |  |

※障がい福祉計画策定等に係る実態調査

4 事業所整備・運営支援

◆ めざす姿

- 必要とされる障がい福祉サービス等の提供体制が整っている
- 家族介護者への支援体制が整っている

◆ 背景

- ✓ 障がい者が地域で日常生活や社会生活を営んでいくためには、障がい種別やライフステージ、居住地域にかかわらず、生活に必要なサービスを適切に利用できる環境を整備することが必要です。
- ✓ 本市では、「第5期豊田市障がい福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの提供体制の充実を図ってきましたが、近年、医学の進歩等により重症心身障がい者、医療的ケアが必要な方、強度行動障がいのある方等（以下「重度障がい者」という。）が増加しており、その受入れが可能な事業所の不足が課題となっています。
- ✓ 事業所への実態調査では、半数以上の事業所が職員体制、障がいの程度などの要因から、サービスの提供ができなかったことがあると回答しており、事業所整備に加え、既存事業所における人材確保・育成といった運営面の支援を進めていくことが求められています。

◆ 推進する施策

重度障がい者の受入れの促進

専門的な人材の育成や医療型短期入所利用時における生活介護事業所等への送迎手段を確保し、障がい福祉サービス事業所における重度障がい者の受入れを促進します。

福祉人材の確保・育成

人材確保に係る費用の補助や研修会を通じ、人材の確保や育成を図ります。

介護者負担の軽減

重度障がい者の介護者の負担軽減のため、医療機関や障がい者支援施設等と連携したレスパイト事業等を推進します。

居住の場の確保

建設費や運営費等の補助を行い、グループホームなどの居住の場の確保に努めます。

重点施策 重度障がい者の受入れの促進

- ・本市はこれまで、日中活動場所等の確保など、不足している障がい福祉サービスの量的整備に力を入れて取り組んできました。
- ・本市の整備支援施策と事業者における自発的な整備により、障がい福祉サービス事業所の数は増加してきましたが、一方で、近年の医学の進歩等により増加した重度障がい者のニーズに対応できる事業所がまだまだ多くありません。
- ・本計画では、これまで進めてきた施設整備補助事業などの量的整備に加え、重度障がい者の対応が可能な事業所の増加を目指し、事業所における専門的人材の確保や育成に係る取組を進めます。
- ・また、重度障がい者の受入れの促進を図るために、医療機関との連携や人材育成も併せて進めます。



♣ 主な事業

【強度行動障がい支援者養成事業】

- ・強度行動障がい支援者養成研修を開催し、専門的人材の育成を図ります。
- ・強度行動障がい者への支援の実績がある障がい福祉サービス事業所と連携し、市内の事業所に対し、訪問研修やアドバイザー派遣等を実施します。

♣ 成果指標

- ・重度障がい者の受入れを行う事業所数の増加を目指します。

| 指標 | 現状値 (2020年10月) | 目指す方向 |
|---------------------------------------|---------------------------------|---|
| 強度行動障がいのある方の受入れを行う事業所数（①生活介護、②共同生活援助） | ① 29 か所 ② 7 か所 |  |
| 医療的ケアが必要な方の受入れを行う事業所数（①生活介護、②共同生活援助） | ① 12 か所 ② 3 か所 |  |

※障がい福祉サービス等の利用実績

5 保健・医療

◆ めざす姿

- 障がいの種別や程度にかかわらず、健康を保ち、必要な時に適切な医療が受けられる

◆ 背景

- ✓ 障がい者が地域社会で安心して生活していくためには、健康を保ち、必要な時に医療を受けられる環境が必要です。
- ✓ 本市では、障がい者の保健・医療の向上に努めていますが、医師とのコミュニケーションが取りづらく、身近な医療機関で医療が受けにくい状況が見受けられます。
- ✓ 発達障がいについては、乳幼児期における早期発見と早期支援・療育が重要であり、こども発達センターを拠点に、本人・家族・地域を対象とした早期療育支援体制の充実が必要です。
- ✓ また、8050 問題対策の一つとして、ひきこもりの要因又は状態に対する精神保健の側面からの支援が求められています。
- ✓ 精神保健福祉分野については、障がい福祉計画の策定に当たって即すべき事項について定めた国の基本指針において「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が示され、地域における医療・福祉・住まい、社会参加などの包括的な体制の整備が求められています。

◆ 推進する施策

精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の地域移行・地域定着のため、長期入院者等の退院後の生活支援や相談支援等において、保健・医療・福祉関係者による協議・連携を基盤とした包括的な支援体制の整備を進めます。

障がいの早期発見・治療に対する支援

障がい者一人ひとりに適切な保健・医療サービスを提供するとともに、障がいの原因となる疾病等の予防や早期治療の支援に努めます。

重点施策 精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者の数は近年増加傾向にあり、精神障がい者の地域移行・地域定着の支援をより推進していく必要があります。
- ・また、本市における長期入院者の退院後の再入院率が、国・県と比較して高い割合にあることから、地域の医療や福祉などの関係機関との連携が一層必要です。
- ・本市では、国が推進する「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念に基づき、精神障がい者やその家族を支援する関係機関との協議の場を通じて、課題の整理や必要な取組を検討しながら、本市における精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築を目指します。

※本市における「精神障がいに対応した地域包括ケアシステム」について、本編 36 ページに詳細を掲載しています。

♣ 主な事業

【措置入院者の退院後支援事業】

- ・措置入院者が退院後に必要な医療等の支援を継続的かつ確実に受けられ、社会復帰の促進等を図ることができるよう、退院後の支援計画を作成し、関係機関と連携します。

【精神障がい者家族相談支援事業】

- ・精神障がい者本人やその家族が悩みを抱え込まず、当事者同士が支え合える相談の場や居場所を提供し、社会的活動の一步となるよう支援します。

♣ 成果指標

- ・精神科病院での入院期間が1年以上の医療保護入院者の減少を目指します。

| 指標 | 現状値 (2019年度) | 目指す方向 |
|---------------|-----------------|---|
| 1年以上の医療保護入院者数 | 140人 |  |

※医療保護入院者の定期病状報告書より

6 防災・防犯

◆ めざす姿

- 緊急時に障がい者が安全・安心に過ごすことができる
- 一人ひとりが防犯の意識を持ち、障がい者等を狙った犯罪を防ぐことができる

◆ 背景

- ✓ 近年、日本では異常気象や震災、風水害などの自然災害が多発しており、本市においても自然災害時に必要な支援を適切に提供できる体制整備が急務となっています。
- ✓ 障がい福祉分野においては、市全体の防災対策に加え、継続した障がい福祉サービスの提供体制を確保することが求められています。
- ✓ さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、新しい生活様式に沿った防災対策も必要となっています。
- ✓ また、障がい者や高齢者を狙った詐欺などが多発しており、障がい者の防犯、消費者被害の防止等に向けた取組も重要です。

◆ 推進する施策

自然災害及び感染症対策の推進

自然災害への備えに関する啓発活動や事業所の災害時における BCP（業務継続計画）策定を進めるとともに、新型コロナウイルス等の感染症対策を強化します。

防犯対策の推進

防犯環境の整備や地域の防犯・見守り活動への支援を進めるとともに、詐欺などの消費者被害を防ぐため、関係機関と連携し、被害防止や相談対応等のネットワーク支援体制を充実します。

重点施策 自然災害及び感染症対策の推進

- ・近年、全国で多発する自然災害の影響により、当事者における防災意識は高まっています。
- ・また、2020年に感染が拡大した新型コロナウイルスの影響により、新しい生活様式での避難生活など災害時における新たな対策が必要とされています。
- ・本市では、障がい福祉サービス事業所における災害時のBCPの策定に取り組んでいますが、策定率はいまだ低い状況です。
- ・本計画期間において、新たな検討会を設置し、感染症対策を踏まえた障がい福祉サービス事業所における防災体制や地域との連携をより強化していきます。



♣ 主な事業

【事業所の防災体制強化策の推進】

- ・障がい福祉サービス事業所に対し、研修会の開催やワークショップ等を行い、防災意識を高めていく体制の強化を図ります。
- ・「(仮称) 要支援者に関わる避難所支援体制検討会」を設置し、福祉避難所等における要支援者の支援に関する検討を進めます。

♣ 成果指標

- ・障がい福祉サービス事業所における災害時のBCPの策定率の上昇を目指します。

| 指標 | 現状値 (2019年度) | 目指す方向 |
|--------------------------------|-----------------|---|
| 震災時のBCPを策定している障がい福祉サービス事業所の割合 | 10.4% |  |
| 風水害時のBCPを策定している障がい福祉サービス事業所の割合 | 7.5% |  |

※障がい福祉計画策定等に係る実態調査

7 教育・保育・子育て

◆ めざす姿

- 自らが望む教育・保育環境を選択することができる
- ライフステージに応じて切れ目のない支援が受けられ、地域で安心して子育てができる

◆ 背景

- ✓ 近年、発達障がいや医療的ケアを必要とする障がい児等が増加傾向であり、障がいの状況も多様化・重度化してきています。
- ✓ 国の「第4次障がい者基本計画」では、障がいの有無にかかわらず誰もがともに教育を受けられる仕組みの整備が必要と示されています。
- ✓ 本市においても、特別支援教育、障がい児保育等、様々な課題に対して、関係機関と連携し、自らが望む教育環境や保育環境が選択できる体制やライフステージの変化に対応した切れ目のない支援が受けられる仕組みが必要です。

◆ 推進する施策

地域のこども園での受入体制の充実

人材育成やこども発達センターとの連携を推進し、医療的ケアが必要な障がい児等が地域のこども園に通園できる体制を整備します。

インクルーシブ教育システムの構築

通常の学級、特別支援学級、特別支援学校など多様な学びの場における一人ひとりに合った教育を推進します。

障がい児支援の充実

福祉・教育・保育・医療などの関係機関の連携を強化し、障がい児や保護者への相談支援体制を充実するほか、障がい児への支援に必要な人材育成を推進します。

重点施策 地域のこども園での受入体制の充実

- ・共働き世帯の増加や地域で子育てがしたいというニーズの顕在化により、障がいの有無にかかわらず、地域のこども園への通園希望が増加しています。
- ・本市では加配保育士を配置するなど、可能な限り希望に沿った保育環境の整備に努めていますが、近年、増加傾向にある重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児（以下「医ケア児等」という。）への対応能力の向上が一層求められています。
- ・本計画では、保育士の人材育成を図るとともに、障がい児支援を専門とするこども発達センターとの連携体制を強化し、地域のこども園における障がい児の受入体制の充実を図ります。

♣ 主な事業

【保育士の研修】

- ・障がい児の対応を学ぶために、保育士をこども発達センターに研修派遣します。また、喀痰吸引等研修を受講し、一部の医療的ケアを行うことができる保育士を育成します。

【こども発達センターにおける保育所等訪問支援事業】

- ・地域のこども園等を訪問し、障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的支援を行います。

♣ 成果指標

- ・医ケア児等を受け入れた地域のこども園の数を指標とします。
- ・ただし、通園ニーズは毎年変化するため、受け入れる園の数の上昇ではなく、ニーズに対応した受入れができていないかを確認、評価します。

| 指標 | 現状値 (2019年度) | 目指す方向 |
|-----------------------------|-----------------|------------|
| 医ケア児等をニーズに応じて受け入れた地域のこども園の数 | — | ニーズに応じた受入れ |

8 就労・雇用

◆ めざす姿

- 障がい者が自分に合った働き方が選択できる
- 障がい者が安心して働くことのできる職場環境が整っている

◆ 背景

- ✓ 障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を送るためには、その能力と適性に
応じた就労環境が必要です。
- ✓ 障がい者雇用促進法においては、法定雇用率の引上げや雇用分野における合理的配
慮の提供など、雇用と就労環境の両面からの取組が求められています。
- ✓ 本市では、障がい者の就労促進も含め、雇用対策事業における連携強化を図るため
愛知労働局と雇用対策協定を結び、市内企業への障がい者の雇用要請や実習先開拓
を進めています。
- ✓ 障がい者の一般就労に向けては、就労移行支援の充実や就労に関する情報提供、就
労後の定着支援など総合的な支援体制が重要です。加えて、障がい者が自分に合っ
た働き方を実現するためには、多様な働き方が選択できる環境が重要であり、就労
の場の拡大や働き方の多様化などを推進していくことが必要です。

◆ 推進する施策

障がい者の一般就労の促進

障がい者の自立を支援するため、企業への啓発と支援体制の充実、雇用の場の
開拓、就労後の定着支援などを通して、障がい者の一般就労を推進します。

就労継続支援事業所等の工賃の向上

就労継続支援事業所等から、優先的な物品等の調達や仕事の発注を進めるとと
もに、企業や地域などに対して、福祉施設で作られた物品の販促活動等を行
い、障がい者の工賃向上を推進します。

重点施策 障がい者の一般就労の促進

- ・働く意欲のある障がい者がその適性に応じた能力を十分に発揮することができるように、多様な就業の機会を確保するとともに、企業における障がい理解の促進を図る必要があります。
- ・また、本市では近年、就労移行支援事業所が増加し、一般就労への移行者も増加傾向です。
- ・今後は、障がい者就労・生活支援センターや就労移行支援事業所と連携を図りつつ、一般就労への移行や就労後の職場定着への支援を行います。

♣ 主な事業

【障がい者就労・生活支援センターによる職場開拓】


- ・就労支援員が企業を訪問し、障がい者雇用に関する啓発等を行い、雇用の促進を図ります。

【公共施設等における職場体験事業】

- ・障がい者が公共施設等における職場体験を行うことで、就労意欲を向上させるほか、職場体験事業を通じて、受入先の障がい理解を促進します。

♣ 成果指標

- ・就労移行支援事業所等の障がい福祉サービス事業所を通じて、一般就労へ移行した人数の増加を目指します。

| 指標 | 現状値 (2019年度) | 目指す方向 |
|----------------------------|-----------------|---|
| 障がい福祉サービス等を通じて一般就労した障がい者の数 | 64人 |  |

※「第5期愛知県障がい福祉計画」の実績調査結果

9 生涯活躍

◆ めざす姿

- 自らの個性を生かし、いつまでもいきいきと活躍できている
- 文化活動やスポーツ活動など多様な活躍の場が整っている

◆ 背景

- ✓ 国において2019年に「障がい者活躍推進プラン」が策定され、文化・スポーツ等、障がい者が自らの個性を生かして参加できる社会づくりが求められています。
- ✓ 文化活動においては、より多くの障がい者が鑑賞、創造、発表等の多様な文化活動に参加できる環境づくりが求められています。
- ✓ 障がい者のスポーツへの参画を進めるためには、身近な場所でスポーツに親しむことができる環境づくりや、障がい者がスポーツに関心を持つ機会を創出する社会づくりを進めていく必要があります。

◆ 推進する施策

障がい者の文化・スポーツ活動の推進

学びの場や文化・スポーツなどに関わる機会を拡充し、生涯活躍に向けた主体的な取組を支援します。また、多様な活躍の場において、障がい特性に応じた配慮・支援が提供される環境整備や人材育成を推進します。

重点施策 障がい者の文化・スポーツ活動の推進

- ・障がい者の日常生活及び社会生活の充実のためには、福祉分野だけでなく、文化活動やスポーツ活動など、自らの意思による多様な学びの場の確保が重要です。
- ・また、スポーツは学びや活躍の場としての役割のほか、体力や機能の維持や向上にも効果的です。
- ・本市では、これまでも障がい者の文化活動やスポーツ活動に関する取組を進めてきましたが、近年の国の動向や当事者への実態調査においてニーズが高いことを受け、本計画では重点施策に位置づけ、障がい者の文化・スポーツ活動の充実に向けた取組を進めます。

♣ 主な事業

【障がい者スポーツ・教養教室の開催】



- ・ニーズに応じたスポーツ教室や教養教室を開催し、多様な学びの場や活動の場を創出します。

【障がい者作品展の開催】

- ・障がい者自らが制作した絵画や書道等の作品を展示する障がい者作品展を開催し、障がい者の文化活動の機会を創出します。

♣ 成果指標

- ・文化・スポーツ活動を行う障がい者の割合は、全国値（文化芸術活動は29.3%（2017年11月文化庁実施調査）、スポーツ・レクリエーション活動は43.7%（2018年3月スポーツ庁実施調査））を基準値とし、中間見直しの際に比較を行います。

| 指標 | 現状値 | 目指す方向 |
|---------------------------|-----|---|
| 文化・芸術活動を行う障がい者の割合 | — |  |
| スポーツ・レクリエーション活動を行う障がい者の割合 | — |  |



豊田市における重層的支援体制推進事業

世代や属性を超えて相談を受け止め、必要な支援機関につなぐとともに、複雑な課題に対しては支援機関のネットワークを活用して円滑な連携のもとで支援できるよう体制を整備し、誰一人取り残さない支援を実施するため、以下の事業に取り組みます。

また、本計画を含む、各種関係計画を「重層的支援体制整備事業実施計画」の一部として位置づけ、整合を図りながら事業を推進していきます。

① 包括的相談支援事業

相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止めます。

② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援が届いていない人に支援を届けるため、自宅訪問など本人のところまで赴き、関係性を構築しながら支援を行います。

③ 多機関協働事業

受け止めた相談のうち、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は福祉総合相談課や社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカー等が連携し、専門機関との役割分担や支援の方向性を協議し、各機関による支援を行います。

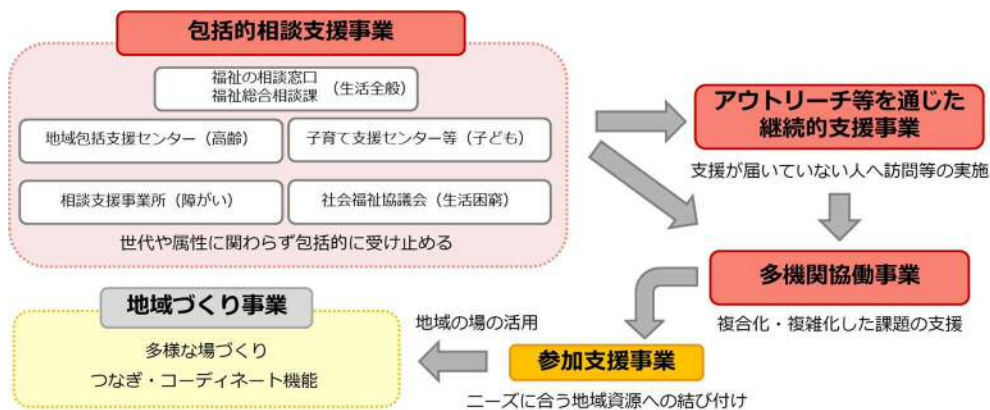
④ 参加支援事業

支援に結び付きにくい事例においては、地域資源の活用や新たな支援に結びつくよう、ニーズに見合う集いの場や就労等、社会参加の促進を図ります。

⑤ 地域づくり事業

専門機関による支援だけではなく、地域による支援も可能となるよう地域づくりを推進し、地域資源の開発も行います。

＜重層的支援体制のイメージ図＞





豊田市における地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等とは

- ・障がい者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

本市における地域生活支援拠点等は、障がい者相談支援事業所や入所施設と連携した緊急時の24時間365日の相談・受入体制の整備や、強度行動障がい支援者養成研修等の専門的な人材の確保育成に向けた研修の実施など、多機関と連携しながら、障がい者の生活を地域全体で支える体制を構築します。

また、豊田市地域自立支援協議会を中心に、各機能の効果検証を行い、地域生活支援拠点等の各機能の充実を図っていきます。

＜豊田市における地域生活支援拠点等の各機能＞

①緊急時の相談支援

緊急時に家族等の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録し、24時間365日の連絡体制を確保し、緊急時における相談支援や短期入所等の調整を行います。

②緊急時の受入れ・対応

事前に登録された世帯の緊急時に備え、入所施設等と連携した緊急受入体制を確保します。

③体験の機会の調整

障がい者相談支援事業所を中心に、地域生活を希望する障がい者に対し、グループホーム等の体験利用等を調整します。

④専門的人材の確保・養成

強度行動障がい支援者養成研修や医療的ケア研修、喀痰吸引等研修などを開催し、専門的人材の確保・育成を図ります。

⑤地域の体制づくり

豊田市地域自立支援協議会を中心に、地域課題を把握・整理し、課題の解決に向けた取組の検討を進めます。



豊田市における精神障がいに対応した地域包括ケアシステム

精神障がいに対応した地域包括ケアシステムとは

- ・精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムを指します。

<国の動き>

- ・国は、2004年9月に「精神保健医療福祉の改革ビジョン」を示し、「入院医療中心から地域生活中心へ」という理念を定義しました。
- ・また、2017年2月にまとめられた「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」では、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が新たな施策として掲げられ、「入院医療中心から地域生活中心」の政策理念をより強力に推進することが提示されました。

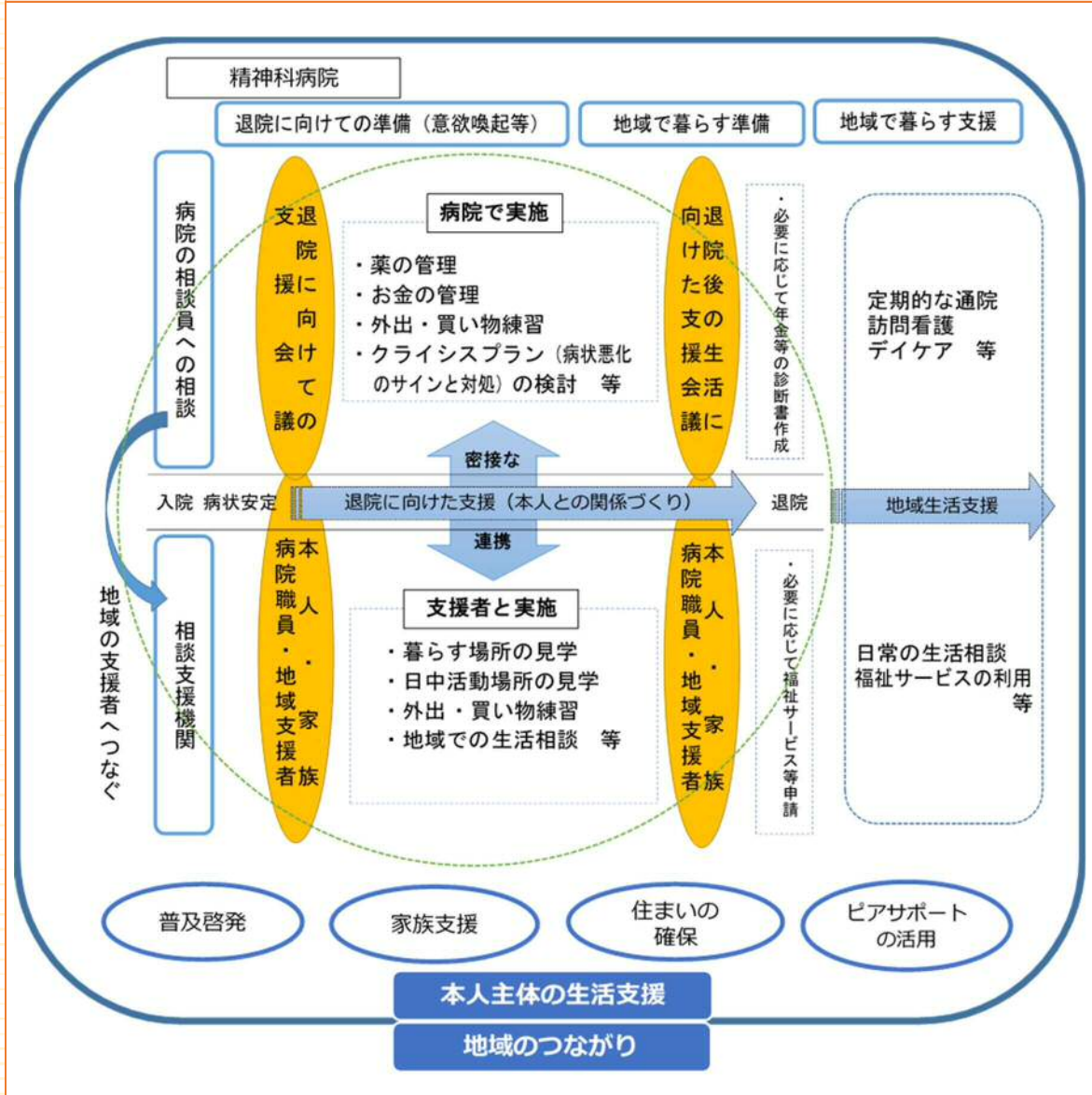
本市では、「精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築」に資する取組を推進するため、保健・医療・福祉等関係者の協議の場として、2019年度に「豊田市精神障がい者地域支援協議会（以下「地域支援協議会」という。）」を設置しました。この地域支援協議会を基盤として「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を連動させながら包括的な支援体制を整備して個別支援を強化するとともに、地域の課題解決に必要な取組をPDCAサイクルによる進捗管理をしながら進めていきます。

| 【自助】 | 【互助】 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・障がいの理解促進・セルフチェック・適切な援助希求・自主グループにおける活動など | <ul style="list-style-type: none">・住民同士の助け合い・ボランティア活動・ピアサポーターの活動・NPO、住民組織等の活動など |
| 【共助】 | 【公助】 |
| <ul style="list-style-type: none">・精神科医療、身体科医療・介護サービスなど | <ul style="list-style-type: none">・障がい福祉サービス・相談支援・人権擁護・虐待対策・生活保護・通報対応など |

【推進項目】

- 1 地域移行 2 地域定着 3 住まいの確保 4 普及啓発 5 ピアサポート
6 家族支援 7 連携 8 地域のアセスメント

【入院中から退院後の生活を支える体制イメージ図】





障がい者に関するマーク

- ◆ 世の中には障がい者に関するマークがたくさんあります。
- ◆ ほんの一例を紹介するので、他にもどんなマークがあるか調べてみましょう。

<障がい者のための国際シンボルマーク>



障がいのある人が利用できる建物、施設であることを表すための世界共通のシンボルマークです。

<ほじょ犬マーク>



身体障がい者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。

<手話マーク>



手話通訳者の設置があるなど、手話で対応できることを表しています。

<筆談マーク>



要約筆記の設置があるなど、筆談で対応できることを表しています。

<ヘルプマーク>



外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

<身体障がい者標識>



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。

<聴覚障がい者標識>



聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。